



薬生発0327第1号  
令和2年3月27日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行等について

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第47号）が公布され、同日付で施行することとされました。

本改正は、平成27年4月1日前に行われた登録販売者試験に合格した登録販売者について、平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間、その実務及び業務経験について経過措置が設けられていたところ、当該経過措置を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年8月1日）まで延長するものです。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知）を下記のとおり改正しますので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

また、薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者は、当該経過措置の対象である登録販売者を含め、従事する全ての登録販売者に対して、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委



託して行う外部研修について)」に基づく研修を受講させる必要があるため、併せて周知徹底をお願いします。

## 記

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知)の一部を次の表のように改正し、令和2年3月27日から適用する。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知）の一部改正

		(傍線部分は改正部分)	
改正後		改正前	
1. 登録販売者制度について (1) ~ (6) (略)		1. 登録販売者制度について (1) ~ (6) (略)	
(7) 登録販売者名簿の登録事項の変更等（新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係） 販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手続は、従前のとおり、以下の①から⑥までのとおりとする。 それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 ① (略)		(7) 登録販売者名簿の登録事項の変更等（新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係） 販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手續は、従前のとおり、以下の①から⑥までのとおりとする。 それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 ① (略)	(7) 登録販売者名簿の登録事項の変更等（新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係） 販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手續は、従前のとおり、以下の①から⑥までのとおりとする。 それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 ① (略)
② 販売従事登録の消除 ア～ウ (略)		② 販売従事登録の消除 ア～ウ (略)	② 販売従事登録の消除 ア～ウ (略)
エ 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になつたときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県にその旨を届け出なければならない。		エ 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になつたときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県にその旨を届け出なければならない。	エ 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になつたときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県にその旨を届け出なければならない。
この届出については、別紙様式1を参考とされたい。		この届出については、別紙様式1を参考とされたい。	この届出については、別紙様式1を参考とされたい。

<p>オ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>オ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p>
<p>2. 業務経験等の証明及び記録</p> <p>(1) 薬局に関する事項 (新施行規則第15条の8及び第15条の9関係)</p> <p>① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録</p> <p>薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間ににおいてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。</p> <p>この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。</p> <p>また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。</p> <p>なお、薬局開設者は、都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)から証明の内容等に係る問い合わせがあつた場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。</p> <p>② 一般従事者に関する業務の証明及び記録</p> <p>薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤</p>	

師又は登録販売者の管理及び指導の下に業務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならぬ。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

この期間の業務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、薬局開設者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあつた場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

- (2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の9及び第147条の10関係)
- ① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録
- 店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。
- この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

師又は登録販売者の管理及び指導の下に業務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならぬ。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

この期間の業務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の9及び第147条の10関係)

① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。  
なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせが合った場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。  
なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあつた場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

(3) 配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の12及び第149条の13関係）

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。  
なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせが合った場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(3) 配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の12及び第149条の13関係）

<p>① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録</p> <p>配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務（区域管理者としての業務を含む。）に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。</p>	<p>この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。</p> <p>また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。</p> <p>なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に関する問い合わせがあつた場合に対応できるよう、差行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。</p>	<p>② 一般従事者に関する実務の証明及び記録</p> <p>配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならぬ。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。</p> <p>この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。</p>
<p>① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録</p> <p>配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務（区域管理者としての業務を含む。）に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求める場合に、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。</p>	<p>この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。</p> <p>また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。</p>	<p>② 一般従事者に関する実務の証明及び記録</p> <p>配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならぬ。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。</p> <p>この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。</p>

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。  
なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあつた場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

### 3. 店舗管理者及び区域管理者の指定

(1) 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、従前のとおり、薬剤師であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならぬ。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の(2)の②の登録販売者を除く。）であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上ある登録販売者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができます。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事した

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

3. 店舗管理者及び区域管理者の指定  
(1) 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、従前のとおり、薬剤師であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の(2)の②の登録販売者を除く。）であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができる場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上ある登録販売者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができます。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事した

ものと認められる。ただし、従事すべき時間に關しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、

過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかるわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間ににおいて、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が3年以上である登録販売者として認められるとみなして差し支えない。

なお、要指導医薬品を販売する店舗で、薬剤師を店舗管理者とすることができない場合の経過措置についても同様の見直しを行った。

①・② (略)

店舗販売業者は、店舗販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者が登録販売者である場合には、店舗管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の業務又は業務経験を証明する書類を添付し、店舗管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

また、都道府県等は、届出時に、旧試験合格登録販売者(6の(1)の旧試験合格登録販売者をいう。3の(2)②において同じ。)を店舗管理者とする場合においても、当該店舗管理者が7の(2)に示す研修の受講状況を確認するとともに、店舗管理者以外の旧試験合格登録販売者についても7の(2)に示す研修の受講状況を乗車監視等の際に確認

ものと認められる。

なお、要指導医薬品を販売する店舗で、薬剤師を店舗管理者とすることができない場合の経過措置についても同様の見直しを行った。

①・② (略)

なお、店舗販売業者は、店舗販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者が登録販売者である場合には、店舗管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の業務又は業務経験を証明する書類を添付し、店舗管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

と。

し、必要に応じて指導を行うこと。

なお、都道府県等においては、証明する書類について、書類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写しを添付させるなど配慮すること。

(2) 区域管理者の指定（新施行規則第149条の2関係）

第1類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、従前のとおり、薬剤師であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならぬ。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の(3)の②の登録販売者を除く。）であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができます。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に閑としては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、

(2) 区域管理者の指定（新施行規則第149条の2関係）

第1類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、従前のとおり、薬剤師であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の(3)の②の登録販売者を除く。）であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができます。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。

過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間ににおいて、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が3年以上である登録販売者として認められるとみなして差し支えない。

①・② (略)

配置販売業者は、配置販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、区域管理者が登録販売者である場合には、区域管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、区域管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

また、都道府県等は、届出時に、旧試験合格登録販売者を区域管理者とする場合においても、当該区域管理者が7の(2)に示す研修の受講状況を確認するとともに、区域管理者以外の旧試験合格登録販売者についても研修の受講状況を薬事監視等の際に確認し、必要に応じて指導を行うこと。  
なお、都道府県等においては、証明する書類について、書類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写しを添付させるなど配慮すること。

4. 従事者の区別等

(1) 薬局に関する事項 (新施行規則第15条関係)

4. 従事者の区別等  
(1) 薬局に関する事項 (新施行規則第15条関係)

<p>① (略)</p>	<p>② 薬局開設者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。</p> <p>ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。</p> <p>また、この実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して<u>2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、(2) の②の登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。</u></p> <p>なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する薬局に保管しておくこと。</p>
--------------	---

<p>(2) 店舗販売業に関する事項（新施行規則第 147 条の 2 関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 店舗販売業者は、過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して 2 年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。</p> <p>ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。</p> <p>また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に 80 時間に以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(2) 店舗販売業に関する事項（新施行規則第 147 条の 2 関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 店舗販売業者は、過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して 2 年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。</p> <p>ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。</p> <p>また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に 80 時間に以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。</p>
---	--

指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する店舗に保管しておくこと。

③ (略)

(3) 配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の6関係）

① (略)

② 配置販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する店舗に保管しておくこと。

③ (略)

(3) 配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の6関係）

① (略)

② 配置販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかるわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間ににおいて、合計1,920時間以上従事した場合は、(2)の登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、保管しておくこと。

③ (略)

5 (略)

6. 経過措置（新施行規則附則第2条から第5条まで関係）  
(1) 改正省令の施行の際現に、登録販売者試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、令和3年8月1日までの間は、4の(1)の②、4の(2)の②、4の(3)の②の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新施行規則の規定を適用する。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかるわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間ににおいて、合計1,920時間以上従事した場合は、(2)の登録販売者とみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、保管しておくこと。

③ (略)

5 (略)

6. 経過措置（新施行規則附則第2条から第5条まで関係）  
(1) 改正省令の施行の際現に、登録販売者試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、平成32年3月31日までの間は、4の(1)の②、4の(2)の②、4の(3)の②の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新施行規則の規定を適用する。

(2) 旧試験合格登録販売者について、2の(1)の①、2の(2)の①、2の(3)の①、3の(1)の第3段落(新規則第140条第2項関係)及び3の(2)の第3段落(新規則第149条の2第2項関係)の適用については、令和3年8月1日までの間は、なお従前の例による。	(2) 旧試験合格登録販売者について、2の(1)の①、2の(2)の①、2の(3)の①、3の(1)の第3段落(新規則第140条第2項関係)及び3の(2)の第3段落(新規則第149条の2第2項関係)の適用については、平成32年3月31日までの間は、なお従前の例による。
(3) ~ (5) (略)	(3) ~ (5) (略)
7. その他 (1) (略)	7. その他 (1) (略)
(2) 登録販売者の研修の実施 登録販売者は、法律上、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。このため、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行いう体制を定める省令」(昭和39年厚生省令第3号)第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号により研修の実施が義務付けられている。 この研修については、専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、薬局開設者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことと共に加え、外部の研修実施機関が行う研修を受講させが必要がある。	(2) 登録販売者の研修の実施 登録販売者は、法律上、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。このため、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行いう体制を定める省令」(昭和39年厚生省令第3号)第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号により研修の実施が義務付けられている。 この研修については、専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、薬局開設者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことと共に加え、外部の研修実施機関が行う研修を受講させが必要がある。

は、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発第0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」に従い、研修の専門性・客観性・公正性の確保ができる外部研修機関での研修を受講させるなど、毎年、全ての登録販売者に対し、適切な研修を実施することが必要である。登録販売者である者についても、上記の趣旨を踏まえ、積極的に研修を受講する必要がある。

また、都道府県等においても、引き続き、同ガイドラインの周知徹底を行い、薬事監視等の際には、適切な研修が行われているか否かを確認し、必要に応じて指導を行うこととする。

は、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発第0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」に従い、研修の専門性・客観性・公正性の確保ができる外部研修機関での研修を受講せることなど、毎年、全ての登録販売者に対し、適切な研修を実施することが必要である。登録販売者である者についても、上記の趣旨を踏まえ、積極的に研修を受講する必要がある。

また、都道府県においても、引き続き、同ガイドラインの周知徹底を行い、薬事監視等の際には、適切な研修が行われているか否かを確認し、必要に応じて指導を行うこととする。

(別紙様式2)

（別紙様式2）

- 用語の人さまは、A1とする。  
学は、黙、リンクを出し、状態ではっきり書くこと。  
この用語は常に「する」動詞の後で使われるものを指す。  
前回はは以前の名前、許可権など、専門用語として登場したが、  
その意味が複数の意味を含む場合に、必ずしも登場しない。

(二)

1 川端の大きさは、Mとする。  
 2 宇は、風、インク等を用い、桂香ではつくりぶり  
 3 楽の初回に於ける説話が身に残る。これは二年後  
 4 楽務の死事前回が2年以上前に於ける説話である。

## (別紙様式3)

(被申者の氏名) 横		業務実施證明書	
		被申請者は又は医薬品の販売業者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては住所及び個人の氏名) 横	
以下のとおりであることを証明いたします。			
氏名	(生年月日・年・月・日)	氏名	(生年月日・年・月・日)
住所		住所	〒
銀行支店取扱い会社 及本店の名称		業者名 の所在地又は本店 原が契約する業者	
1. 取扱期間 ( 年 月 ~ 年 月 )		2. 被申請者 ( 例題外に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた医薬品の販売に係る人 )	

2. 被申請者 ( 例題外に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた医薬品の販売に係る人 )
- 口市に一般用医薬品の販売業者の販売の行為  
ロ一般用医薬品の販売業者の販売の行為を輔助する業者又はその販売を止めさせた業者  
ロ一般用医薬品に付する用法があつた場合の販売を輔助する業者又はその販売を止めさせた業者  
ロ一般用医薬品の販売業者の販売や販賣に関する業者  
ロ一般用医薬品の販売や販賣に関する業者

3. 被申請者 ( 例題外に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた医薬品の販売に係る人 )
- 口上記 1 の期間において、上記 2 の販売に 1 カ月に 1 回以上は上記期間以上は併用した。  
口上記 1 の期間において、上記 2 の販売に並んで、通常して合計 ( ) 販売をしました。
4. 特徴の記載 ( 例題外に薬剤師の立派な業者である場合はあっては、22 頁した外に記載を記述 )

(付記)

- 1 用紙の大書きは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用いて書き下すこと。
- 3 この範例に付する被申請者の住所はこれに準ずるものとします。
- 4 被申請者の名前は、業者又は本店の各部の記載を準じます。
- 5 業者又は本店の名称、其の略称は、業者若しくは本店の所在地又は販売店の区域について、これらの事項が書かれた住所を添付してお送り下さい。

## (別紙様式3)

(被申者の氏名) 横		業務実施證明書	
		被申請者は又は医薬品の販売業者 業者名 代表者名 代表者略号: 被申請者名	
印		印	
下記の者のうちには、以下のとおりであることを証明します。			
氏名	(生年月日・年・月・日)	氏名	(生年月日・年・月・日)
住所	〒	住所	〒
業者名 及本店の名称		業者名 の所在地又は本店 原が契約する業者	
1. 取扱期間 ( 年 月 ~ 年 月 )		2. 被申請者 ( 例題外に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた医薬品の販売に係る人 )	
		口上記 1 の期間の間に、上記 2 の販売に 1 カ月に 1 回以上は上記期間以上は併用した。	
		4. 研究の進展 ( 受講した専門研修の年月日及び概要を記述 )	

(注)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 文字、墨、インク等を用いて書き下すこと。
- 3 この範例に付する被申請者の住所はこれに準ずるものとします。
- 4 被申請者の名前は、業者又は本店の各部の記載を準じます。
- 5 この証明に対するお返事の手し文はこれに準ずるものとします。

